

船舶事故調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年7月30日 05時50分ごろ
発生場所	阪神港大阪第6区の神崎川河口付近 大阪常吉防波堤灯台から真方位024°1,490m付近 (概位 北緯34°41.2 東経135°24.7)
事故の概要	貨物船第6オーナミは、北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年8月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第6オーナミ、335トン
船舶番号、船舶所有者等	143773、株式会社オーナミ（A社）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船尾船底部外板に塗装剥離
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約100cm（尼崎） 日出時刻：05時07分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、空船で、船首約2.00m、船尾約2.95mの喫水により、大阪第6区所在の神崎川左岸の私設岸壁（以下「本件岸壁」という。）に着岸する目的で北東進中、本件岸壁南西方沖1,600m付近の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>荷役代理店は、本事故当日06時の予測潮位が100cmであり、ふだん潮位が100cm以上であれば、総トン数が499トンの船舶が着岸できていたことから、本船の着岸に支障はないものと思ひ、06時00分に着岸するよう本船に連絡していた。</p> <p>船長は、予定航路に浅所があることを知っていたものの、船舶所有者から、荷役代理店から連絡される着岸時刻は潮高の高い時間になる旨の連絡を事前に受けていたので、自身で潮汐表を確認することなく、また、余裕水深を計算することなく、予定航路における余裕水深が十分であると思ひ込んでいた。</p>
分析	本船は、阪神港大阪第6区において、船首約2.00m、船尾約2.95mの喫水で予測潮位が1mの状況下、北東進中、船長が、余裕水深が十分であると判断し、本件浅所を航行したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、阪神港大阪第6区において、船長が、余裕水深が十分に

	<p>あると判断し、本件浅所を航行したため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>A社は、本事故後、再発防止策として次の改善措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none">・浅所等が存在する港において、運航船舶が安全に入出港できるよう水深、潮汐、喫水等の確認を徹底することとした。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、上記のほか、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・船長は、浅水域を航行する場合は、自船の喫水と潮位を比較し、余裕水深を確保できる時機に航行すること。